

令和五年五月射水市議会臨時会

市長提案理由説明要旨

本日、射水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご参集を賜り、お礼申し上げます。

はじめに、去る五日に、石川県能登地方を震源とする地震により、珠洲市においては、最大震度六強の強い揺れが発生し、建物の倒壊や土砂崩れなどの被害が確認されております。

この地震によりお亡くなりになられた方に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

今回の地震では、本市におきましても震度四が観測されており、能登地方における一連の地震活動は当面継続すると考えられていることから、引き続き、市民の皆様には防災意識を高めていただくとともに、地域防災力の向上を図りながら、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

それでは、本日提出いたしました案件の概要について申し上げます。

議案第二十八号 令和五年度射水市一般会計補正予算（第一号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ三億六百万円を追加し、予算総額を三百八十六億六千六百万円とするものであります。

国におきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童一人当たり五万円の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することが決定されました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が増額されるとともに、低所得世帯支援枠が措置されたことから、本市におきましては、住民税非課税世帯に対して一世帯当たり三万円の現金を給付し、エネルギーや食料品価格等の物価高騰による負担の軽減を図ってまいります。

今回、これらの給付金を速やかに支給する必要があることから、所要の経費について、追加の補正を行うものであります。

報告案件につきましては、地方自治法第百七十九条の規定により、射水市市税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるほか、地方自治法第百八十条の規定による専決処分について報告するものであります。

以上が本日提案いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。